金山町商工会だより

令和８年
１０月号

令和８年度税制改正について

令和8年度税制改正に関する「所得税法等の一部を改正する法律」「地方税法等の一部を改正する法律」が成立し、公布・施行されましたので、その一部を紹介します。

所得税関係…物価上昇局面における対応として、中低所得者に配慮して令和7年度税制改正で創設された基礎控除の特例による加算額の引上げ、給与所得控除の最低保障額の特例の創設、物価に連動して基礎控除と給与所得控除の最低保障額を引き上げる仕組みの創設により、所得税の課税最低限が給与収入で 178 万円に引き下げられました。

①基礎控除の引き上げ

令和7年の基礎控除の額 58 万円から4万円引き上げられ、62 万円（合計所得 2,350 万円以下）となりました。また基礎控除の特例による加算額が、給与収入 200 万円以下のもので 5 万円、200 万円超～475 万円以下のもので 12 万円、475 万円超～665 万円以下のもので 32 万円引き下げられ、665 万円以下のものであれば加算額が一律 42 万円となりました。

	現行（2025 年）	改正後（2026～2027）	変更幅
基 礎 控 除	95 万円	104 万円（※）	＋9万円
給与所得控除（最低額）	65 万円	74 万円	＋9万円
合計（非課税ﾎﾞｰﾀﾞｰﾗｲﾝ）	160 万円	178 万円	＋18万円

※基礎控除 104 万円には本則 62 万円と特例加算 42 万円が含まれます。

②給与所得控除の最低保障額の引き上げ

給与所得控除の最低保障額（本則部分）も基礎控除の本則部分の物価上昇に連動した引き上げと同様の仕組みにより見直され、令和8年分から4万円引き上げられた 69 万円となりました。その上で給与所得控除の最低保障額の特例が創設され、給与所得控除の最低保障額は令和8年分、9年分に限り 74 万円とされています。

③その他の措置 ⑴同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額要件が 62 万円に引上げられました。 ⑵勤労学生の合計所得金額要件が 89 万円に引き上げられました。 ⑶子育て世帯に対する生命保険料控除の拡充が１年間延長されました。

消費税関係…インボイス制度導入の事業者負担にも配慮し、制度の社会的な定着をより確実なものとする観点から適格請求書等保存方法に係る経過措置の見直しが行われました。

①免税事業からの課税仕入れにかかる税額控除に関する経過措置の見直し
②インボイス発行事業者となった小規模事業者に関する経過措置（2 割特例）の見直し

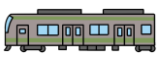
金山町商工会の住所が変わりました。

金山町商工会の法人登記住所が、「**金山町大船渡600番地8**」（金山振興事務所内）に変わりました。これまでの住所地は「金山町大船渡 571-1」（金山町商工森林会館）でしたが、実情にあわせ現在事務所がある場所に変更しました。なお郵便番号や電話番号等の変更はありません。

「熊本地震」への義援金　ありがとうございました。

「熊本地震」により被災した方々を支援するための義援金についてお知らせをしたところ、皆様のおかげで 30,534 円の義援金が集まりました。この義援金は、全国商工会連合会を通じて被災地にお届けします。会員の皆様のあたたかいご支援に感謝申し上げます。





JR でお出かけの際は、飛騨金山駅で切符を買いましょう！



岐阜県の最低賃金は 1,121 円になります。

岐阜県の最低賃金が 10 月1日から 1,121 円になります（引上げ額 56 円、引上げ率 5.26％）。
年齢に関係なく、パートや学生なども含め県内で働く全ての労働者に適用されます。

≪ 「賃上げ」支援助成金パッケージ ≫

厚生労働省では労働市場全体の賃上げを支援するため、令和8年度における「賃上げ」支援助成金パッケージを取りまとめ特設サイトでご案内しています。賃上げに伴って行われる取り組みや、賃上げの対象となる従業員の特徴などを基に、目的に合った助成金を確認ください。

生産性向上（設備・人への投資等）
業務改善助成金、働き方改革推進支援助成金、人材開発支援助成金、
人材確保等支援助成金（雇用管理制度・雇用環境整備助成コース）
非正規雇用労働者の処遇改善
キャリアアップ助成金（正社員化コース、賃金規定等改定コース）
より高い処遇への労働移動等
早期再就職支援等助成金（雇入れ支援コース、中途採用拡大コース）、
産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）

（賃上げ支援特設サイト）

小規模事業場（労働者 50 人未満）のストレスチェックの義務化について

今年5月に公布された改正労働安全衛生法により、労働者数 50 人未満の事業場にも、ストレスチェックの実施が義務化されました。施行は令和 10 年4月1日からですが、新たに対象となる事業者は、今からこの業務の内容や業務委託する場合などについて確認をお願いします。

管内における詐欺被害の発生について　【下呂警察署より】

下呂市内において、社長を名乗って社員に高額の現金を振り込ませる特殊詐欺被害が発生しました。
手口は、社長を名乗る者から、携帯電話の「LINE」に業務効率を上げるためグループラインを作成するように指示があり、作成後それに経理担当を招待させます。その上で会社の口座残高の情報を聞き、指定の口座に振込みをするよう指示するものです。

これは一例で、悪徳な犯罪者達は次々に手法を変えて近づいてきます。怪しいメールが届き判断に迷った時、被害にあった時は速やかに、下呂警察署生活安全課（TEL52-0110）まで連絡をしてください。

事業者における契約でのクーリングオフについて

「事業者間の取引に関してはクーリング・オフは適用されません」と説明されています。それは基本的には正しいですが、正確ではないかもしれません。例えば、法人や事業者名で契約を行っていても、購入商品や役務が、事業用というよりも主として個人用・家庭用に使用するためのものであった場合は、原則として特定商取引法が適用され、クーリング・オフができる場合があります。特に実質的に廃業していたり、事業実態がほとんどない零細事業者の場合には、特定商取引法が適用される可能性が高いです。もし不要な契約をした場合には、速やかに対応すれば場合によっては間にあうかもしれません。

お問合わせやご相談は　金山町商工会まで
〒509-1614 金山町大船渡 600-8（金山振興事務所 2 階）　TEL 32-3370　FAX 32-2882